

嘉手納町国民健康保険税収納対策緊急プラン

令和7年8月28日改正

1 資格・賦課の適正化

- (1) 他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
- (2) 町広報誌やホームページ、納税指導員により、他保険からの加入又は他保険への加入の際の手続き方法等を周知し、加入届や資格喪失届の提出を勧奨する。
- (3) 所得未申告者へ文書や電話等により申告勧奨を行い、適正課税に努める。
- (4) 失業等による納付困難な世帯について、保険税減免の積極的推進を図る。
- (5) 督促状等の郵便物の返戻があった場合は、居所不明者として定期的に実態把握及び居住確認調査をし、不現住の確定を行うため住民登録職権消除事務へとつなげ、資格・賦課の適正化を図る。

2 徴収方法の改善等

- (1) 年3回以上の徴収会議を行う。
- (2) 口座振替の利点等をパンフレットにて広報し、ペイジー口座振替受付サービスにより新規加入時等に窓口での勧奨を行い、口座振替率の向上を図る。
- (3) コンビニ収納・スマホアプリや地方税お支払いサイトを活用したインターネット上での収納により、納税者の利便の向上を図る。
- (4) 夜間窓口及び休日窓口を設置し、収納率の向上を図る。
- (5) 滞納者に対する療養費等の現金給付がある時は、申請時に滞納税への充当を含めた納税相談を行う。

3 滞納状況の解消

- (1) 年2回以上の催告書を送付し、納付の勧奨を行う。
- (2) 滞納者へ納付相談の機会を設け、積極的に聞き取りを行う。また、生活保護申請が必要な状況にもかかわらず、生活保護の申請を行わない被保険者の発見に努め、財産状況、収入状況を把握し、早期に生活保護の申請を勧奨する。
- (3) 滞納分析を行い、効率的な滞納整理を検討する。
- (4) 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納整理を実施する。
- (5) 時効完成前に預貯金調査等を行い、納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行う。

4 滞納処分の実施

- (1) 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住確認及び財産調査を行う。
- (2) 督促及び催告を行っても納付に応じない者に対し滞納処分を行う旨を通知し、納付を促す。
- (3) 再三の督促及び催告にも応じない場合は、預貯金、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、速やかに滞納処分を実施する。
- (4) 収入状況や財産調査等の結果、滞納処分の停止に該当すると認められるものについては速やかに停止処分を実施する。